

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

有機中央会のしおり



EU,NOP (USDA) は検査証明等の交付

1、私たちの目的

農業生産者、加工食品製造者及び消費者に対し、有機農業、有機食品産業の推進・啓蒙に関する事業を行い、健康に役立つ農産物・加工食品を拡大し、自然的・人的・社会的に持続可能な農業の発展と環境の保全に寄与する。(本会定款第3条)

事務所所在地

特定非営利活動法人 日本有機農業生産団体中央会

東京都千代田区外神田6-15-11 日東ビル703

電話 03-5812-8055 ファックス 03-5812-7370

ホームページ URL <http://www.yu-ki.or.jp>

II、私たちの事業

1. 有機農産物、有機加工食品、生産情報公表農産物に係る認定業務
2. 米国NOPにもとづく有機食品に係る認証業務（2014年9月26日まで）
3. EU、NOP、カナダなどとの同等性にもとづく検査証明等の交付業務
4. 有機農産物に使用する肥料の生産工場に係る認証業務
5. 特別栽培農産物及びそれに準ずる農産物に係る認証業務
6. 有機加工酒類の認証業務
7. 有機農業、有機加工食品、生産情報公表農産物、特別栽培農産物を普及、発展させるための研修会の開催
8. 残留農薬検査、放射性物質の検査の斡旋など技術支援

III、私たちの資格と認定又は認証業務の範囲

業務	資格	認定・認証できる範囲
有機農産物及び有機加工食品に係る認定業務	有機農産物及び有機加工食品に係る登録認定機関登録第17号（2006年3月1日登録）	有機農産物の生産行程管理者 有機農産物の小分け業者 有機加工食品の生産行程管理者 有機加工食品の小分け業者
福島県特別栽培農産物に係る認証業務	福島県登録認証機関登録第4号（2002年5月14日登録）	福島県内の特別栽培の生産者
生産情報公表農産物に係る認定業務	生産情報公表農産物についての登録認定機関登録第31号（2006年3月10日登録）	生産情報公表農産物の生産行程管理者 生産情報公表農産物の小分け業者
特別栽培農産物に係る認証業務	有機中央会の認証プログラムにもとづく認証	特別栽培農産物の生産者
NOP（米国農務省全米有機プログラム）にもとづく有機食品に係る認証業務	NOPにもとづく有機食品に係る認証機関として2010年4月26日付けで認定された。	2014年9月26日づけリコグニッションアグリーメント制度の廃止にともない業務終了。
有機農産物生産に使用できる肥料を生産する工場の適正製造の認証業務	有機中央会の認証プログラムにもとづく認証	有機農産物生産に使用できる肥料を生産する工場
環境と食の安全を考えた農業生産管理適正の認証業務（特別栽培に準ずる農産物の認証業務）	有機中央会の認証プログラムにもとづく認証	特別栽培農産物の節減対象農薬を地域慣行栽培の3割以上削減、化学肥料窒素成分を5割以上削減して栽培を行う生産者
有機加工酒類の認証業務	国税庁の定める「酒類における有機等の表示基準」による認証	日本国内で有機加工酒類を製造する醸造業者

業務のエリアは、日本国内です。

2017年12月31日現在の認定又は認証事業者数（事業者数ベース）

有機農産物の生産行程管理者	58
有機加工食品の生産行程管理者	31
有機農産物、有機加工食品の小分け業者	45
有機農産物生産に使用できる肥料の生産業者	6
特別栽培農産物及び3割・5割認証	69
有機加工酒類の製造業者	1

IV、私たちの歴史

設立 1998年1月 1970年代から有機農業に取り組んできた農業生産者が集まり、有機農業の普及と有機農産物の認証（当時は、ガイドラインにもとづく自主的な認証）を目的に作られました。有機農業を農の主流へ、をスローガンに活動を行ってきました。

- 東京都から特定非営利活動法人として認証される 1999年12月
- 農林水産省より登録認定機関としての登録を受ける 2000年8月
- 特別栽培農産物の認証開始 2001年4月
- 福島県より登録認証機関として登録を受ける 2002年5月
- 農林水産省より改正JAS法にもとづく有機農産物及び有機加工食品に係る登録認定機関として登録を受ける 2006年3月（2010年3月更新）
- 農林水産省より改正JAS法にもとづく生産情報公表農産物に係る登録認定機関として登録を受ける 2006年3月（2014年3月更新）
- 有機肥料工場の認証業務開始 2009年12月
- 農林水産省よりNOPの認証機関として認定を受ける 2010年4月
- EU第3国リストに掲載される。有機輸出に係る検査証明交付業務 2010年6月
- 同 スイスへの有機
- 有機加工酒類の製造業者の認証開始 2011年1月
- NOP認証業務を廃止（リコグニッションアグリーメント制度の終了により） 2014年9月26日
- 同年よりNOP輸入証明交付業務
- カナダへの有機輸出に係る輸出証明交付業務 2015年1月
- 現在にいたる

V、私たちの組織

私たちの組織は、特定非営利活動促進法にもとづき東京都より認証を受けたNPOです。会員を基礎に組織が運営されています。

☆会員

会員は、会の趣旨に賛同し会費を払う個人及び法人が、誰でもなることができます。

- ①個人会員：1人から2人までの個人又はグループで会員になる者。年会費：認定事業者の場合1人10,000円、認定事業者でない者6,000円
- ②グループ運営個人会員：3人以上のグループで会員になる者。年会費：認定事業者の場合1人

9,000円、認定事業者でない者1人5,000円

③法人会員：株式会社などの法人で会員になる者。年会費1口50,000円

④個人賛助会員：議決権のない個人の会員。年会費1人3,000円。認定事業者はなることができません。

⑤法人賛助会員：議決権のない法人会員。年会費1口10,000円。認定事業者はなることができません。

現在の会員数は、法人、組織個人あわせて、約600会員（機関紙ベース）です。

☆総会

定例の総会は、年一回開催されます。年間の事業計画や予算計画、役員を決めます。

☆理事会

総会で選出された理事によって構成され、総会で決められた事業計画の運用方針を決定します。

☆監事会

理事会の活動、会計などを監査し、定款にもとづく厳正な活動を保証します。

☆基準策定委員会

生産基準を審議決定します。学術専門委員、消費者委員、流通委員、生産者委員によって構成されます。

☆不服審査委員会

認証審査の結果等について、不服審査請求を審査します。

☆認証委員会

理事長によって任命された有識者委員と判定員によって構成され、認定に係る申請や検査の結果を審議し、公平な判定を確保します。

☆判定員

認定の業務において、専門的知識を有し、認定に係る判定を行います。

☆検査員

認定の業務において、専門的知識と検査技能を有し、認定に係る検査を行います。申請者の圃場や工場などの施設にも赴きます。

☆専門技術アドバイザー

認定審査で必要とされる場合に専門技術的視点からアドバイスを行います。また、栽培技術に係るアドバイスを行います。

☆事務局

認定の業務や組織運営の事務管理をおこないます。

以上

特定非営利活動法人 日本有機農業生産団体中央会

ゆうき中央会加入申込書

年 月 日

所属グループ名・代表者氏名(法人の場合法人名)

所属グループ	代表者氏名
グループ事務所所在地(代表者宅の場合その住所) 〒	
電話	ファックス
メールアドレス	
生産(品質)管理責任者氏名(決定後記入)	格付け担当責任者氏名(決定後記入)

会員区分(○で囲んでください)

グループ運営個人会員 単独個人会員 法人会員 賛助会員

加入者氏名

氏名	住所	電話番号	ファックス番号	ご職業
〒				
〒				
〒				
〒				
〒				
〒				
〒				
〒				

年会費合計 _____ 円

会費振り込み用口座

郵便局

口座番号 00140-8- 144381

加入者名 日本有機農業生産団体中央会